

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 奈良県における施設の使用制限等

---

令和2年4月21日

# 1 新型コロナウイルス感染拡大防止のための奈良県における施設の使用制限等

---

## (1) 区域

奈良県全域

## (2) 期間

令和2年4月23日(木)午前0時から令和2年5月6日(水)まで

## (3) 実施内容

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、事業者に以下の内容を実施

### ① 休業協力要請

- ・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

### ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

- ・施設の使用制限等に期間中、全面的にご協力いただいた事業者に対し、個人事業主は1事業者あたり10万円、中小企業は1事業者あたり20万円を給付
- ・郵送による申請とし、給付金を概ね1ヶ月後までに口座振込

## 2 休業協力要請の対象施設一覧

### (1) 特措法第24条第9項に基づき、基本的に休止を要請する施設

#### (新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に該当するもの)

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	施設の使用 停止及び催 物の開催の 停止要請(= 休業要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、競艇場外発売場、ライブハウス 等
文教施設		学校(大学、学習塾等を除く。)
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
運動、遊技施設		体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場等		劇場、観覧場、映画館、演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
		博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

## 2 休業協力要請の対象施設一覧

### (2) 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(＝休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ 床面積の合計が100㎡以下の施設においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が100㎡以下の施設においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

## 2 休業協力要請の対象施設一覧

### (3) 基本的に休止を要請しない施設

#### ① 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※ 「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)を踏まえた整理

※ 適切な感染防止対策については、別表「適切な感染防止対策」を参照

#### ② 社会福祉施設等

施設の種類	要請内容	内訳
社会福祉施設等	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)

## 【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保 (約2m間隔の確保)
	換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

### 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

---

#### (1) 対象者

全国都道府県に発出された「緊急事態措置等」により、施設の休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する県内の中小企業及び個人事業主

#### (2) 要件

①4月25日～5月6日中に休業等の要請に全面的に協力すること。

※4月25日以前から休業しておられる事業者も対象とする。

※「全面的な協力」とは、4月25日から5月6日までのすべての期間において、休業等に協力することをいう。

②4月24日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること。

③県内の事業所の休業等を行った場合であること(県外に本社がある事業者も対象)。

※休業を要請しない飲食店、料理店、喫茶店等についても、午前5時から午後8時までの営業時間とする場合は対象(終日休業も含む。)

#### (3) 給付額

個人事業主は1事業者あたり10万円、中小企業は1事業者あたり20万円

#### (4) 申請受付期間

令和2年4月28日(火)から

### 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

---

#### (5) 申請方法

郵送による申請(感染拡大防止の観点から、持参での申請はできません。)

#### (6) 申請に必要な書類(予定)

必要事項を記載した「協力金申請書」(法人にあつては「法人番号」を記載)に以下の書類を添付し、申請

① 営業実態が確認できる資料

例: 確定申告書の写し、各種法規に基づく営業許可証の写し、休業前の経理帳簿など

② 休業の状況が分かる資料

例: 売り上げ等事業収入額を示した帳簿の写し、休業していることを第三者が見て明らかに分かるもの(休業期間を告知する自社ホームページの写しや休業期間を記載した自社の店頭告知チラシ)など

③ 誓約書(申請書記載の内容に虚偽がないことを公的に表明するもの)

④ 振込先口座が分かる通帳等の写し

#### (7) 協力金支給時期

申請書到着後、概ね1ヶ月後までに口座へ振込